

売買取引の条件について

株式会社 奈良魚市

卸売市場法および奈良県中央卸売市場条例に基づき、以下の通り売買取引の条件を定めています。

1. 営業日および営業時間について

(1) 営業日 「奈良県中央卸売市場臨時休会場日カレンダー」の通り

(2) 営業時間

鮮魚部	午前1時～午前10時
水産加工品部	午前2時～午前11時
開発事業部	午前8時30分～午後5時30分
総務部	午前8時～午後5時

2. 取扱品目

生鮮水産物、加工品、冷凍品等水産物全般

3. 生鮮食品等の引き渡しの方法について

受託契約約款もしくは買付契約約款に基づく場所

4. 売買取引金等卸売にかかわる販売代金の支払期日および支払方法

(1) 支払期日 各取引先様と協議のうえ決定
(2) 支払方法 銀行振込

5. その他の条件

別添、受託契約約款および買付契約約款に記載